

## 事業主の方へお願い

# 退職または就職された方の国民健康保険・国民年金

## の手続きについて

可 児 市

従業員の方の退職や新規就職者があったときは、本人及び配偶者や被扶養者について、国民健康保険と、国民年金の手続きが必要です。

届け出がないと、医療給付が受けられなくなったり、将来年金を受ける際不利益が生じたりすることにもなりかねません。

退職または就職の時、及び被扶養者に増減があった場合等は、本紙裏面にて「連絡票」を交付していただき、必ずお住まいの市(区)町村役場(国民健康保険組合加入者の国民健康保険の手続きは当該国民健康保険組合)へ届け出をするようご指導ください。

### 退職された方へ

#### 国民健康保険の資格取得届

国民年金の種別変更届(20歳～59歳の方)の届出が必要です。

1. 退職後**14日以内**に国民健康保険の資格取得の届け出をしないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。
2. 国民健康保険料(税)は、資格が発生した日(健康保険等の資格喪失日)の属する月から負担していただくこととなりますのでご注意ください。
3. 奥さんが国民年金の第3号被保険者であったときは、ご主人の退職により奥さんも第1号被保険者になる届け出が必要です。
4. 厚生年金で年金受給資格期間を満たした方が退職された場合も、60歳未満なら国民年金の第1号被保険者となります。
5. 退職後、他の事業所に就職した場合は、年金の届け出が必要です。

### 就職された方へ

#### 国民健康保険の資格喪失届

国民年金の種別変更届の届出が必要です。

1. 就職した後も、国民健康保険被保険者証を使用すると、医療費を返納することになります。
2. 手続きをされないと、引き続き国民健康保険料(税)をご負担していただくことにもなりかねません。
3. ご主人の就職により、サラリーマンの奥さん(被扶養者)となったときは、国民年金の第3号被保険者の届け出が必要です。